

福祉事業関係

I 福祉事業

1 任意継続組合員の参加できる福祉事業	1 1 9
（１）特定健康診査・特定保健指導事業	
（２）直営指定施設の利用補助	
2 宿泊施設特別利用者証	1 2 0
＜別表 直営指定施設（公立学校共済組合）＞	1 2 1

II 貸付事業（共済組合・教職員互助会）

1 貸付金の返済	1 2 3
（１）共済組合の貸付け	
（２）互助会の貸付け	
2 団体信用生命保険・債務返済支援保険	1 2 4
3 住宅貸付け等に係る完了報告等	1 2 4
4 高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け	1 2 4
（１）貸付けの事由	
（２）貸付けの限度額	
（３）貸付金の利率	
（４）貸付けの申込み	
（５）貸付けの決定等	
（６）返済等	

III 福祉保険制度（ファミリー年金、傷病休職給付金、医療費支援制度、 元気づくりサービスコース）

1 退職に伴う取扱いと手続	1 2 7
2 未経過分保険料・サービス利用料の返戻	1 2 7
3 ファミリー年金の積立配当金の支払	1 2 7

IV 経済生活支援事業（アイリスプラン）

1 退職に伴う取扱いと手続	1 2 9
（１）年金コース	
（２）医療・日常事故コース	
2 連絡・照会先	1 2 9

V 財形貯蓄事務

- | | | |
|---|------------------|-------|
| 1 | 「再就職しない場合」 | 1 3 0 |
| 2 | 「再就職する場合」 | 1 3 0 |

関係様式集

- | | |
|-------------|-------|
| 宿泊補助券 | 1 4 4 |
|-------------|-------|

福祉事業関係

I 福祉事業

1 任意継続組合員の参加できる福祉事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査は、40～74歳の任意継続組合員及び被扶養者を対象とし、生活習慣病のリスクを増幅するメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した以下の項目について検査します。

受診券及び案内通知は、6～7月頃に自宅に郵送されますので、各自、医療機関等で受診してください。

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームと判定された方には、特定保健指導の該当として別途通知します。

基本的な健診項目

身体検査（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定
脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GTP）
血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

※任意継続組合員は人間ドックは受けられませんのでご注意ください。

(2) 直営指定施設の利用補助

別表直営指定施設を利用するときは、補助を受けることができます。補助の方法は宿泊補助券（以下「補助券」という。）により行います。

① 対象者、補助額等

指 定 施 設	区 分	対 象 者	補助額	指 定 期 間
県外の公立学校共済組合直営施設	宿泊補助	組合員・被扶養者	2,000円	年 間

注：1回1施設の利用補助は連続して2泊を限度とします。

② 利用方法

ア 施設への申し込み

利用者が直接指定施設へ予約申し込みをしてください。

イ 補助券の交付

(ア) 利用の予約が整ったとき、「宿泊補助券（関係様式P144）」を利用日の1週間前までに共済組合へ提出して「補助券」に証明を受けてください。

(イ) 証明を受けた「補助券」を利用日当日に施設へ提出してください。

2 宿泊施設特別利用者証

公立学校共済組合の組合員であった者とその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）が全国の公立学校共済組合直営施設を利用するときは、「宿泊施設特別利用者証」（退職準備説明会時に配付、または退職時に自宅へ郵送）を持参提示し、利用してください。利用料金が割安（組合員料金）で宿泊できます。

なお、宿泊施設の利用についての詳細は「公立共済やすらぎの宿」をご覧ください。（この宿泊施設特別利用者証の使用期限はありません。）

◆ 相互利用について

地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合等の経営する宿泊施設では、宿泊料金について当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとする相互利用が行われています。

1 相互利用の対象となる共済組合は次のとおりです。

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 警察共済組合
- ・ 各都道府県市町村職員共済組合
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団

2 組合員料金でご利用いただける方は、年金受給者ご本人のみです。ご家族は一般料金となります。

(別表)

直営指定施設（公立学校共済組合）

〈令和3年4月現在〉

施設名	(〒) 所在地	☎
札幌宿泊所 ホテルライフオート札幌	064-0810 札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
盛岡宿泊所 サンセール盛岡	020-0883 盛岡市志家町1-10	019-651-3322
仙台宿泊所 ホテル白萩	980-0012 仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
鳴子保養所 玉造荘	989-6711 宮城県大崎市鳴子温泉字川渡62	0229-84-7330
飯坂保養所 あづま荘	960-0201 福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
水戸宿泊所 ホテルレイクビュー水戸	310-0015 水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
埼玉宿泊所 ホテルプリランテ武蔵野	330-0081 さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
千葉宿泊所 ホテルポートプラザちば	260-0026 千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
長野宿泊所 ホテル信濃路	380-0936 長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
浅間温泉保養所 みやま荘	390-0303 松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
箱根保養所 ひめしやら	250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1245	※現在休館中 ご利用の際には ご確認下さい 0460-84-7100
名古屋宿泊所 ホテルルブラ王山	464-0841 名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3151
蒲郡保養所 蒲郡荘	443-0034 蒲郡市港町21-4	0533-68-2188
津宿泊所 プラザ洞津	514-0042 津市新町1-6-28	059-227-3291
岐阜宿泊所 ホテルグランヴェール岐山	500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111
富山宿泊所 パレブラン高志会館	930-0018 富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
立山保養所 立山高原ホテル	富山県中部山岳国立公園立山天狗平（郵便不配達地域） 郵送による申込先 930-0018 富山市千歳町1-3-1 高志会館内（日数を要します）	076-463-1014
京都宿泊所 ホテルルビノ京都堀川	602-8056 京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7	075-432-6161
嵐山保養所 花のいえ	616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
奈良宿泊所 ホテルリガーレ春日野	630-8113 奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021

施 設 名	(〒) 所 在 地	☎
和歌山宿泊所 ホテルアバローム紀の国	640-8262 和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
大阪宿泊所 ホテルアウィーナ大阪	543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441
神戸宿泊所 ホテル北野プラザ六甲荘	650-0002 神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451
鳥取宿泊所 白兔会館	680-0833 鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
松江宿泊所 サンラポーむらくも	690-0887 松江市殿町369	0852-21-2670
岡山宿泊所 ピュアリティまきび	700-0907 岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
山口宿泊所 セントコア山口	753-0056 山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811
道後宿泊所 にぎたつ会館	790-0858 松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
高知宿泊所 高知会館	780-0870 高知市本町5-6-42	088-823-7123
北九州宿泊所 小倉リーセントホテル	803-0811 北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
福岡宿泊所 福岡リーセントホテル	812-0053 福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
佐賀宿泊所 グランデはがくれ	840-0815 佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
長崎宿泊所 ホテルセントヒル長崎	850-0052 長崎市筑後町4-10	095-822-2251
熊本宿泊所 水前寺共済会館グレースィア	862-0950 熊本市水前寺1-33-18	096-383-1281
別府保養所 豊泉荘	874-0902 別府市青山町5-73	0977-23-4281
鹿児島宿泊所 ホテルウェルビューかごしま	890-0062 鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838

全国 36 施設

Ⅱ 貸付事業（共済組合・教職員互助会）

1 貸付金の返済

退職に伴い、共済組合の組合員資格及び教職員互助会の会員資格を喪失したときは、貸付け（共済組合の高額医療貸付け、出産貸付けを除きます）の取扱いは次のとおりとなります。

なお、再任用に伴い、共済組合の組合員資格、互助会の会員資格が継続している場合も同様の取扱いとします。

（１）共済組合の貸付け

- ① 退職時に貸付金（一般、住宅・住宅災害＜介護構造部分の貸付け（在宅介護加算）を含みます＞、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付け）の未償還金がある場合は、原則として退職手当からその全額を控除します。

未償還元金の額は、所属所に送付されている「償還表」によって確認できます。（退職手当からの控除額は、未償還元金の額に退職の時点で適用されている貸付利率による経過利息を加算した額となります。）退職手当からの控除額は、４月に本人宛通知すると共に、退職手当支給後に所属所経由で送付される裁定通知書の「控除額－公立学校共済組合貸付償還金額」欄に記載されます。（複数の貸付けを受けている場合、記載されている控除額は合計の数値です。）

- ② 退職手当から控除してもなお不足を生じる等の場合は、別途直接お送りする「償還金払込書」により指定の期日までに最寄りの群馬銀行本・支店から払い込んでください。
- ③ 退職前に全額繰上償還を希望する場合は、別途福祉係に連絡のうえ「全額繰上償還申出書」（公立学校共済組合様式集 福利ネット掲載）を作成し提出してください。（最終申し出期限 ２月10日）「償還金払込書」を送付しますから、指定の期日までに最寄りの群馬銀行本・支店から払い込んでください。
- ④ お預りしている貸付借用証書（金銭消費貸借契約書）は、後日お返しします。

（２）互助会の貸付け

- ① 退職時に一般貸付けの未返済金（未返済元金）がある場合は、別途直接お送りする「払込書」により指定の期日までに最寄りの群馬銀行本・支店から払い込んでください。

未返済元金の額は、所属所に送付されている「会員貸付金弁済金明細書」によって確認できます。

- ② 退職前に全額繰上弁済を希望する場合は、別途互助会貸付担当（福祉係）に連絡してください。（最終申し出期限 ２月末日）

「払込書」を送付しますから、指定の期日までに最寄りの群馬銀行本・支店から払い込んでください。

- ③ お預りしている貸付借用証書（金銭消費貸借契約書）は、後日お返しします。

2 団体信用生命保険・債務返済支援保険

共済組合の住宅貸付け・住宅災害貸付け（介護構造部分の貸付け＜在宅介護加算＞を含みます）及び教育貸付けについて、団体信用生命保険・債務返済支援保険制度を適用（加入）している方が、退職に伴い未償還金を全額返済した場合は、既に口座振替により納付された保険料充当金（年間保障のため1年分一括前納）について保障の未経過（残余）月数に応じた返戻金が保険料充当金振替指定口座に送金されるとともに、「保険料充当金返戻のご通知」が別途送付されます。

また、全額返済後、支部から共済組合（本部）へ返済完了の報告を行う間に新年度分の保険料充当金が口座振替により徴収された場合も上記と同様に返戻されます。

返戻金の送金は、事務処理の都合上返済完了後数ヶ月を要します。

3 住宅貸付け等に係る完了報告等

共済組合の住宅貸付け・住宅災害貸付け（介護構造部分の貸付け＜在宅介護加算＞を含みます）を借り受けた方は、新築工事（購入）等が完了している場合は直ちに、完了報告書に登記事項証明書（全部事項証明書）等を添付して完了報告を行わなければならないことになっています。

まだお済みでない方は至急提出してください。

退職手当からの控除等により返済が完了している場合も、完了報告書の提出は必要です。

なお、工事等の遅れにより工事等完了予定年月までに完了報告が行えないときは、福祉係にご連絡ください。

4 高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け

高額医療貸付け、出産貸付けは、退職後も任意継続組合員である間、在職中と同様に利用できます。また、再任用組合員及び臨時的任用組合員は高額医療貸付け、出産貸付けの他に特別貸付けを利用できます。

その概要は、次のとおりです。

（１）貸付けの事由

① 高額医療貸付け

組合員並びに被扶養者が、高額療養費支給対象となる療養に係る支払いのために資金を必要とするとき、貸付けを受けられます。

貸付けを申し込む場合は、療養に要した費用が高額療養費の支給の対象となるものであることを保険医療機関に確認のうえ、申し込んでください。

② 出産貸付け

組合員が、出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とするとき、貸付けを受けられます。ただし、直接支払制度を利用しない場合に限りです。

貸付けを申し込む場合は、当該出産が出産費又は家族出産費の支給の対象となるものであることを支部に確認のうえ、申し込んでください。

③ 特別貸付け（※再任用組合員、臨時的任用組合員及び会計年度任用組合員のみ）

組合員が、臨時に資金を必要とするとき、貸付けを受けられます。

（２）貸付けの限度額

① 高額医療貸付け

高額療養費相当額（千円を単位とします）

② 出産貸付け

出産費又は家族出産費相当額

③ 特別貸付け

給料月額×3/10×残任期月数 ※ただし、200万円まで

(3) 貸付金の利率

① 高額医療貸付け

利息は徴しません。(無利息です。)

② 出産貸付け

利息は徴しません。(無利息です。)

③ 特別貸付け

年利1.32% (令和3年4月1日現在)

(4) 貸付けの申込み

① 高額医療貸付け

高額医療貸付申込書及び高額医療貸付借用証書に所定の事項を記入し、保険医療機関が発行する高額療養の事実を証明することのできる請求書又は領収書(写しで可能です)を添付の上、療養後1ヶ月以内に申込みをしてください。(該当がある場合は、関係用紙を事務局に請求してください。)

② 出産貸付け

出産貸付申込書及び出産貸付借用証書に所定の事項を記入し、次の書類を添付のうえ、申込みをしてください。(該当がある場合は、関係用紙を事務局に請求してください。)

ア 母子健康手帳(表紙部分)の写し

イ 事由に応じ、保険医療機関等が発行(証明)する次のいずれかの書類を添付してください。

(ア) 出産予定日まで2ヶ月(多胎の場合は4ヶ月)以内の場合

出産予定日まで2ヶ月(多胎の場合は4ヶ月)以内であることを証明する書類、病院所定の様式による出産(分娩)予定日証明書等

(イ) 妊娠4ヶ月(85日)以上で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4ヶ月以上の胎児の人工中絶により保険医療機関等に一時的な支払が必要となった場合

妊娠4ヶ月(85日)以上であることを証明する書類、病院所定の様式による出産(分娩)予定日証明書等保険医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し

③ 特別貸付け(※再任用組合員、臨時的任用組合員及び会計年度任用組合員のみ)

特別貸付申込書、特別貸付借用証書、個人情報の取り扱いに関する同意書、借入状況等申告書に所定の事項を記入し、借入金額が100万円以上の場合には必要額が確認できる書類(契約書の写し・請求書の写し等)を添付の上、提出してください。

(5) 貸付けの決定等

① 高額医療貸付け

ア 保険医療機関が発行する請求書又は領収書に記載された金額から高額療養費相当額を算出し、その額(千円単位)を貸付額とします。

イ 貸付けを決定したときは、高額医療貸付決定通知書を貸付申込人あて送付します。

ウ 貸付金は指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。

② 出産貸付け

ア 出産費又は家族出産費相当額を貸付額とします。

イ 貸付けを決定したときは、出産貸付決定通知書を貸付申込人あて送付します。

ウ 貸付金は指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。

③ 特別貸付け

ア 貸付限度額、償還回数等の記載事項を審査し、決定を行います。

イ 貸付けを決定したときは特別貸付決定通知書を貸付申込人あて送付します。

ウ 貸付金は指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。

(6) 返済等

① 高額医療貸付け

ア 療養後、通常2ないし3ヶ月後に支給される高額療養費支給額から高額医療貸付金相当額を一括控除します。

イ 控除した額が貸付金額に満たない場合は、当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の払い戻しから控除し、なお残金がある場合は別途送付する「償還金払込書」により指定の期日までに最寄りの群馬銀行本・支店から不足額を払い込んでいただきます。

ウ お預りした貸付借用証書（金銭消費貸借契約書）は、後日お返しします。

② 出産貸付け

ア 出産後、請求により支給される出産費、家族出産費支給額から出産貸付金相当額を一括控除します。

イ 控除した額が貸付金額に満たない場合は、当該給付に係る附加給付又は一部負担金の払い戻しから控除し、なお残金がある場合は別途送付する「償還金払込書」により指定の期日までに最寄りの群馬銀行本・支店から不足額を払い込んでいただきます。

ウ お預りした貸付借用証書（金銭消費貸借契約書）は、後日お返しします。

③ 特別貸付け

ア 毎月償還、一部繰上償還、全額繰上償還、即時償還とし、ボーナス併用償還は適用しません。

イ 償還回数は貸付金の交付を受ける日の属する月の翌日から任期の終了するまでの間における控除可能な範囲内（残任期月数内）とします。

ウ お預りした貸付借用証書（金銭消費貸借契約書）は、後日お返しします。

<連絡・照会先>

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県教育委員会事務局福利課内

公立学校共済組合群馬支部（福祉係）

電話 027(226)4564

FAX 027(243)7840

Ⅲ 福祉保険制度（ファミリー年金、傷病休職給付金、医療費支援制度、元気づくりサービスコース）

1 退職に伴う取扱いと手続

令和元年度末退職者（令和2年4月1日に組合員資格を喪失した人）から取扱いが変更になり、退職時の年齢に関わらず退職後（組合員資格喪失後）も「福祉保険制度」への継続加入が可能となりました。

退職時期により、退職後に関するご案内時期、手続きが異なります。

なお、以下のいずれの場合でも傷病休職給付金は退職月の月末をもって脱退となります。

（１）定年退職者（常勤再任用満了者も含む）の方

退職後も引き続き加入できます。（令和4年10月31日まで保障期間が継続）

脱退のお申出がない場合は、令和4年11月1日以降も、自動更新（※）となります。

なお、年度末で満60歳以上となる対象者には、令和3年12月頃、退職後の取扱いについてご案内書類が送付されます。手続きに関する詳細については、これらの案内書類でご確認ください。

（２）定年以外による退職者（早期退職者、出向者）の方

退職後も引き続き加入できます。（令和4年10月31日まで保障期間が継続）

脱退のお申出がない場合は、令和4年11月1日以降も、自動更新（※）となります。

なお、所属する支部からの退職報告に基づき、案内書類を送付することになりますが、退職事由によってお手元に届く時期が異なります。定年以外の理由により、年度末で退職する対象者には、令和4年7月頃、年度途中で退職する対象者には、退職の約2ヶ月後に案内書類が送付されます。

手続きに関する詳細については、これらの案内書類でご確認ください。

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

2 未経過分保険料・サービス利用料の返戻

定年退職（令和4年3月31日）と同時に脱退をするための手続きを行った場合、脱退に伴う未経過保険料（4月以降分）については後日、口座に返金されるとともに、「精算のご通知」が別途送付されます。

送金は、事務処理の都合上、退職後数ヶ月を要します。

3 ファミリー年金の積立配当金の支払

ファミリー年金は、毎年収支計算を行い剰余金が生じた場合、加入者に配当金として支払われます。積立配当金は、脱退時に保険料振替指定口座に送金されるとともに、「精算のご通知」が別途送付されます。

送金は、事務処理の都合上、退職後数ヶ月を要します。

＜令和4年10月31日をもって、福祉保険制度を脱退した場合の配当金の取扱い＞

（１）毎年受取型の方

令和2年度分（保障期間：令和2年11月1日～令和3年10月31日）は令和4年2月頃、令和3年度分（保障期間：令和3年11月1日～令和4年10月31日）は令和5年2月頃に登録口座へ還付されます。

（２）毎年積立型の方

令和5年2月頃に登録口座へ還付されます。

◆ **公立学校共済組合友の会「ファミリーサポートプラン」**

福祉保険制度の退職後の保障期間等の拡充により、年度末定年等退職者（福祉保険制度加入者）に係る公立学校共済組合友の会の「ファミリーサポートプラン」の募集については、実施しておりません。

<連絡・照会先>

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998	

IV 経済生活支援事業（アイリスプラン）

1 退職に伴う取扱いと手続

加入者が退職に伴い共済組合の組合員資格を喪失したとき、年金コースは原則として制度から脱退することとなりますが、医療・日常事故コースは継続することができます。

（１）年金コース

① 定年退職又は再任用後の退職の場合

教職員生涯福祉財団サービスセンター（以下「財団サービスセンター」といいます。）から、12月頃に、年金請求に関する案内資料（「アイリスプラン年金コース給付金請求書」等）が送付されます。

※ 案内資料

- ・ ご退職の手続について
- ・ 積立年金コンサルティング試算結果
- ・ 給付金請求書（一般型用・個年型用）
- ・ 振込依頼書（年金保険料退職時一時払い振込用）
- ・ 給付金請求書及び口座振込依頼書「記入例」

年金受給手続については、指示された書類を整えた上、2月初旬までにサービスセンターに提出（郵送）してください。

※ 年金請求書類

- ・ 給付金請求書（一般型用・個年型用）
- ・ 個人番号（マイナンバー）申告書、個人番号確認書類（コピー）

年金は、幹事生命保険会社である明治安田生命から、年4回（2月、5月、8月、11月の各15日）本人の普通預金口座に送金されます。（15日が金融機関休業日であるときは、翌営業日に送金されます。）

② ①（定年退職又は再任用後の退職）以外の退職の場合

早め（年度末退職の場合、2～3月中）に財団サービスセンターに連絡し、指示を受けてください。

（２）医療・日常事故コース

退職による手続はありません。医療・日常事故コースは1年満期の共済制度です。医療入院コースは退職後も90歳まで更新することが出来、年齢区分により掛金が変わります。日常事故補償コースは、年齢による掛金の変更もなく、一生涯継続することができます。退職を機に内容変更及び、次年度の継続をしない場合は、毎年10月下旬に送付される満期のお知らせに同封の「契約変更届（毎年11月中旬頃に締め切り）」に必要事項を記入のうえ送付してください。

また、年度途中の解約を希望する場合は教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。希望する手続を案内します。

住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届」（ハンドブック綴込みのはがき）の該当欄に記入、押印のうえ送付してください。

2 連絡・照会先

〒160-0004

東京都新宿区四谷三丁目12番地

フロンティア四谷6階

一般財団法人 教職員生涯福祉財団サービスセンター

電話 フリーダイヤル 0120-491-294

FAX フリーダイヤル 0120-838-535

受付時間 月曜～金曜＜祝日、休日を除きます＞の午前10時～午後5時

V 財形貯蓄事務

「財形貯蓄」を実施している方は、この度の退職により、財形貯蓄の要件である事業主（群馬県教育委員会）による預入額の給与からの天引き及び代行預入ができなくなりますので、今まで積み立てた残高等について、下記の中から一つを選択し手続きを行ってください。

なお、退職等に伴う福利課への書類の提出は必要ありません。

ただし、退職者名等を福利課から金融機関へ連絡するのは4月21日頃になりますので、ご本人が口座の解約等を行うのはそれ以後になります。（4月21日以前は口座の解約等はできません。）

1 「再就職しない場合」

（１）一般財形

- ① 口座を解約して現金化するか、他の預金等にする。
- ② 残高をそのまま貯蓄として保有する。

（２）財形年金

① 退職時、満55歳以上であり、財形積立期間が5年以上の場合

ア 契約した年金受取開始日以降、毎年一定の時期に年金として受け取る。（「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」、「財形年金貯蓄者の退職等申告書」の金融機関への提出が必要です。）

ただし、契約した積立終了日より前に退職する場合は、在職中に以下のとおり契約変更手続きを行ってください。

様式及び提出先・・・所属所にある財形貯蓄変更届（変更２）を福利課へ提出

積立終了日・・・在職中の年月となるように記入

年金受取開始日・・・満60歳以降で、積立終了日から5年以内となるように記入

イ 財形年金の契約内容（積立終了日、受取開始日、年金受取方法・期間等）を変更する場合は、契約した積立終了日までに所属所にある財形貯蓄変更届（変更２）を福利課へ提出してください。

② 退職時、満55歳未満の場合、又は、財形積立期間が5年に満たない場合

（財形年金の要件を満たさないため、財形年金として受け取ることができません）

口座を解約して現金化するか、他の預金等にする。

（３）財形住宅

- ① 口座を解約して現金化するか、他の預金等にする。
- ② 退職後の住宅取得や増改築等のために、残高をそのまま貯蓄として保有する。
（退職後1年間は、利子の非課税が継続します）
いずれの場合も、ご本人が金融機関の窓口で直接手続きをしてください。
なお、詳細については、現在積立中の金融機関に照会してください。

2 「再就職する場合」

（１）再任用される場合

① 再任用後は、財形をしない

「再就職しない場合」と同じ扱いになります。

② 再任用後も引き続き財形を続ける

引き続き財形を継続する場合は、所属所にある財形貯蓄変更届（変更１）を福利課へ提出してください。

なお、変更届の記載内容等の詳細及び記入例については、2月末に各所属所へ通知します。

※ 財形年金の継続

- ・ 財形の積立終了日を定年退職日（年度末）以前に設定されている方は、積立終了日の延長手続を以下のとおり行ってください。
様式及び提出先・・・所属所にある財形貯蓄変更届（変更2）を福利課へ提出
積立終了日・・・再任用の任期满了日以前となるように記入
年金受取開始日・・・満60歳以降で、積立終了日から5年以内となるように記入
- ・ なお、積立終了日の延長手続は、現在契約している積立終了日までに行ってください。

（2）その他の場合

① 再就職後は、財形をしない

「再就職しない場合」と同じ扱いになります。

② 再就職先で引き続き財形を続ける

再就職先が財形貯蓄制度を実施している場合は継続できますので、退職後2年以内に再就職先で継続手続を行ってください。

（ただし、いったん口座を解約したものについては継続できませんのでご注意ください。）

なお、詳細については、現在積立中の金融機関又は再就職先の財形事務担当者に照会してください。

残高等の今後の取扱いについては、取扱金融機関から退職者の皆様に連絡するよう依頼しますが、皆様もご自分の預金ですので、必ず取扱金融機関と接触をもち、意思の疎通を図ったうえで、財形貯蓄制度を上手に活用できるよう心掛けてください。